

津山市BPRによる業務効率化推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「津山市BPRによる業務効率化推進業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本プロポーザルは、津山市議会における令和4年6月補正予算議決前の準備行為として実施するもので、議会において予算の否決又は本プロポーザルに係る予算の減額があった場合、本プロポーザルの実施について効力を失うことがあるものとする。これに伴い、プロポーザル参加者に損害を与えることがあっても、市はその損害の責めを負わない。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 津山市BPRによる業務効率化推進業務
- (2) 業務内容 別紙「津山市BPRによる業務効率化推進業務仕様書」による
- (3) 業務期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 見積限度額

11,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

令和4年5月20日（金）	：公募開始（ホームページ及び公告板）
5月27日（金）午後5時	：質問提出〆切
6月3日（金）	：質問回答予定（ホームページ）
6月10日（金）午後5時	：参加申込〆切
6月15日（水）	：参加資格審査通知送付
6月21日（火）午後5時	：企画提案書等の提出締切
6月30日（木）	：審査（プレゼンテーション審査）実施
7月15日（金）	：審査結果通知・公表

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示第1号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）の期間中でないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。なお、公募開始の日から、結果通知の日までの間に上記に該当する場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市区町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 平成31年4月1日以降に、行政業務のBPR（業務量・調査）コンサルティングの受託実績があることに加え、業務の中でAIやRPA等を活用した実証実験を実施していること。

7. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールで提出すること。電子メール以外の方法による質問は受付しない。

(2) 提出期限 令和4年5月27日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先 総務部行財政改革推進室の電子メールアドレス

アドレス gyoukaku@city.tsuyama.lg.jp

(4) 回答方法 津山市総務部行財政改革推進室のホームページにて公表

URL <https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=8934>

(5) 回答日時 令和4年6月3日（金）

8. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び仕様書、津山市契約規則その他の関係諸法令を理解・遵守のうえで、次に定めるところにより、参加申込書等を提出すること。

ただし、令和3・4年度津山市指名業者登録名簿（物品・役務）に登録のある者は、次の書類のうちカ・キ・ク・ケ・コの書類を省略することができる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを提出すること。

ア 津山市「BPRによる業務効率化推進業務」公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第2号）

イ 事業者概要書（様式第3号）

ウ 業務実施体制（様式第4号）

本業務を実施するに当たり、必要な人員体制を記載すること。

企画提案書の提出者以外の企業等に所属する者を監理技術者又は担当技術者とすることは認めない。

エ 業務実績書（様式第5号）

平成31年4月1日以降に、行政業務のBPR（業務量・調査）コンサルティングの受託実績があることに加え、業務の中でAIやRPA等を活用した実証実験を実施した業務委託について地方公共団体と契約した実績のうち、既に完了した業務について記載すること。

オ 現受注業務概要（様式第6号）

令和4年4月1日時点で、上記エに示す業務を受注している場合、その内容について記載すること。

カ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第7号）

キ 法人の国税の納税証明書の写し（令和4年4月1日以降証明分）

ク 法人の岡山県税の納税証明書（令和4年4月1日以降証明分。岡山県に課税がある場合のみ。）

ケ 法人の津山市発行の市税等納税証明書（令和4年4月1日以降証明分。津山市に課税がある場合のみ。）

コ 申請者の本社が所在する市区町村発行の市区町村税等納税証明書（令和4年4月1日以降証明分）

サ 登記事項証明書（現在事項証明）の写し（令和4年4月1日以降証明分）

シ 印鑑証明書

ス 財務諸表の写し（直近決算のもの）

セ 委任状（必要に応じて。様式第8号）

(2) 提出期間 令和4年6月10日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出先 総務部行財政改革推進室 〒708-8501 岡山県津山市山北520

(5) 提出部数 各1部

(6) 結果通知

電子メール及び郵送にて、令和4年6月15日（水）に参加の可否を送付する。

9. 企画提案書の作成及び提出方法

(1) 応募に必要な企画提案書類等

ア 企画提案書（様式自由）

- ・以下の内容をA4判で10ページ以内にまとめること。
- ・ページ数は、表紙、目次を含まずに、下記の（a）から（e）までの事項を踏まえて作成すること。
- ・企画提案書の提出は1者につき1案とする。
 - （a）仕様書に示す業務内容の具体的手法や工夫についての提案
 - （b）本業務における実施体制
 - （c）本業務全体のスケジュール
 - （d）その他BPRの推進に関する提案
 - （e）仕様書に記載のない独自のノウハウや提案

イ 企画提案書表紙（様式第9号）

ウ 提案価格に関する書類（様式第10号）

- ・見積書とあわせて、具体的な積算内訳書も添付すること。
- ・積算内訳書の用紙サイズはA4縦とし、様式は任意とする。

(2) 提出期限 令和4年6月21日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出先 総務部行財政改革推進室 〒708-8501 岡山県津山市山北520

(4) 提出部数 正本1部、副本10部

ただし、企画提案書は紙媒体での提出とは別に、PDFファイルを電子メール又はCD-ROMで送付すること。

(5) 提出方法

ア 持参

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分（提出期限日は午後5時）までの間に、総務部行財政改革推進室に持参すること。
- ・なお、持参する際は、あらかじめ提出日時を担当課まで連絡すること。

イ 郵送

- ・郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、上記の提出期限内の必着とする。消印有効ではないため注意すること。

10. 審査概要

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書等について、書面又はプレゼン

テーション等により、審査基準に基づく審査を行い、最も得点の高かった者を最優秀提案者として選定する。

① 1次審査（書類審査）

1次審査は書類審査とし、「8. 参加申込・参加承認」に記載してある必要な書類をもとに、1次審査通過提案者を選考する。

ただし、参加申込が5者以上あった場合は、業務実施体制（様式第4号）や、業務実績書（様式第5号）及び現受注業務概要（様式第6号）について比較し、別に定める審査基準のうち、「提案者の業務遂行能力」を基準として、5者程度に絞り込むことがある。

なお、1次審査の結果については、参加申込のあった応募者全員に対して、書面により通知する。

② プレゼンテーション及びヒアリング

ア 審査日程 令和4年6月30日（木）

イ 会場 津山市役所本庁舎内会議室（所在地：岡山県津山市山北520）

(2) 審査委員会

審査は、津山市BPRによる業務効率化推進事業プロポーザル審査委員会を実施する。

・委員構成 委員長：総務部長

委員：総務課長、人事課長、情報政策課長、契約監理室長

(3) 審査基準及び配点

本プロポーザルは、別表第1に定める「津山市BPRによる業務効率化推進業務」に係る審査基準に基づき審査する。

(4) 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

①通知方法 審査結果は書面により通知する。

②通知時期 審査結果通知 令和4年7月15日（金）予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由を求めることができる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

13. 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行う。

なお、協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

14. 情報公開

プレゼンテーション及びヒアリングの審査結果は、津山市ホームページ上で公表する。

公表する内容は以下のとおりとする。

なお、企画提案者から提出された企画提案書等は、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に基づき、開示しないものとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額（最優秀提案者のみ）

15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

16. その他

- (1) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。
- (2) 参加辞退
参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。
- (3) 失格事項
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - オ プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合
 - カ 見積限度額を超えた見積の場合
 - キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合
- (4) 著作権等の権利
企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) プレゼンテーション審査において最優秀提案者の評点が、同点の者が複数となった場合においては、くじびきで受託候補者を決定するものとする。

- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問い合わせ先

津山市総務部行財政改革推進室

〒708-8501 岡山県津山市山北520 担当：国本・美若

TEL (0868) 32-2028

電子メール gyoukaku@city.tsuyama.lg.jp